

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月30日
【会社名】	理研コランダム株式会社
【英訳名】	Riken Corundum Company Limited.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 富美雄
【本店の所在の場所】	埼玉県鴻巣市宮前547-1
【電話番号】	048(596)4411(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 江口 真一
【最寄りの連絡場所】	埼玉県鴻巣市宮前547-1
【電話番号】	048(596)4411(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 江口 真一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年3月27日開催の当社第119回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件
 期末配当に関する事項
 当社普通株式1株につき金3円

第2号議案 株式併合の件
平成30年7月1日を効力発生日として、当社普通株式10株を1株に併合するものであります。

第3号議案 定款の一部変更の件（発行可能株式総数及び単元株式総数）
株式併合に伴い、平成30年7月1日をもって発行可能株式総数を現在の3,000万株から300万株に変更するとともに、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、増田富美雄、北澤雄二、江口真一、兩貝昇、細井雅弘、石川和男を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
監査等委員である取締役として、藤原信弘、長崎俊樹、新井田哲也を選任する。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
補欠の監査等委員である取締役として、牛久保功を選任する。

<株主提案（第7号議案および第8号議案）>

第7号議案 剰余金の処分の件
1株当たり年間配当金1円増加。第119期下期配当金を4円とし、年間配当金を7円とする。

第8号議案 自己株式の取得の件
自社株買いの実施

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	6,476	183	0	（注）1	可決（97.25%）
第2号議案	6,641	18	0	（注）2	可決（99.72%）
第3号議案	6,640	19	0	（注）2	可決（99.71%）
第4号議案					
増田 富美雄	6,640	19	0	（注）3	可決（99.71%）
北澤 雄二	6,638	21	0	（注）3	可決（99.68%）
江口 真一	6,640	19	0	（注）3	可決（99.71%）
雨貝 昇	6,640	19	0	（注）3	可決（99.71%）
細井 雅弘	6,640	19	0	（注）3	可決（99.71%）
石川 和男	6,640	19	0	（注）3	可決（99.71%）
第5号議案					
藤原 信弘	6,639	20	0	（注）3	可決（99.69%）
長崎 俊樹	6,640	19	0	（注）3	可決（99.71%）
新井田 哲也	6,640	19	0	（注）3	可決（99.71%）
第6号議案	6,640	19	0	（注）3	可決（99.71%）

<株主提案（第7号議案および第8号議案まで）>

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第7号議案	858	5,801	0	（注）1	否決 (87.11%)
第8号議案	849	5,810	0	（注）1	否決 (87.11%)

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上